
「ユーカリ合板」および「ラーチ合板」の
企業による合法性確認評価に関する
査証報告書

**Verification Report on Due Diligence
about Eucalyptus Plywood and Larch
Plywood Conducted by ITOCHU
KENZAI CORPORATION**

報告者：柳澤 衛 一般財団法人日本ガス機器検査協会

報告日：2020年2月7日



一般財団法人日本ガス機器検査協会
JIA-QA センター環境検証室
EPA グループ
Japan Gas Appliances Inspection Association
JIA-QA Center, Environmental Verification Section
EPA Group

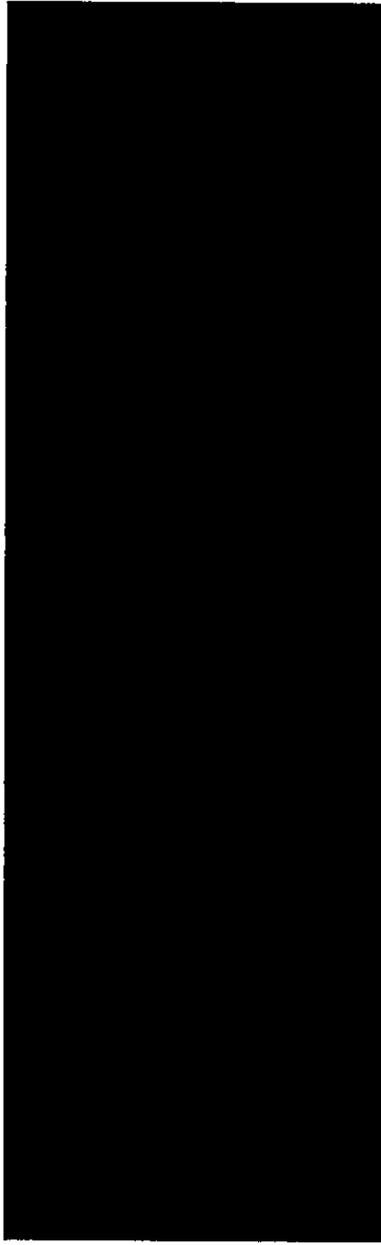
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10
JIA ビル
JIA Build, 4-10, Akasaka 1-chome, Minato-ku,
Tokyo Met. 107-0052

1. 申請者の情報

申請者	伊藤忠建材株式会社
住所	東京都中央区日本橋 2-7-1
申請の概要	<p>以下製品に関する</p> <p>1) 申請者が行ったクリーンウッドへの適合性評価(DDs)の検証</p> <p>2) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月 林野庁)における「個別企業等の独自の取組による証明方法」での監査</p> <p>中華人民共和国(広東省)のユーカリおよびパプアニューギニア(ソロモン)の天然雑木を原材料とする合板 ロシア連邦のラーチおよびパプアニューギニア(ソロモン)の天然雑木を原材料とする合板</p>

2. 査証の情報

査証日	2020 年 2 月 7 日
製品名	ユーカリ合板及びラーチ合板
製品仕様	<p>< 3 × 6 サイズ ></p> <p>厚み：9,12,15 の 3 種類</p> <p>幅：910</p> <p>長さ：1820</p> <p>< 4 × 8 サイズ ></p> <p>厚み：9,12,15 の 3 種類</p> <p>幅：1220</p> <p>長さ：2440</p>
査証対象伐採地	中華人民共和国(広東省)、ロシア連邦およびパプアニューギニア(ソロモン諸島)
樹種	<p>ユーカリ(中華人民共和国/広東省)</p> <p>ラーチ(ロシア連邦)</p> <p>天然雑木(パプアニューギニア/ソロモン諸島)</p>
査証対象供給連鎖	1) 中華人民共和国(広東省)のユーカリを心材とし、パプアニューギニア(ソロモン)の天然雑木を表裏板として中華人民共和国で製造された合板

	【伐採業者】 隆宇木業制品厂 惠东县梁化鎮桦泰木業制品厂 森友木業（ソロモン諸島からの原木輸入）
	【単板製造業者】 隆宇木業制品厂 惠东县梁化鎮桦泰木業制品厂 鑫碩単板厂
	【合板製造業者】 昌達木业有限公司
	【輸出事業者】 SUNCHANCE INTERNATIONAL INDUSTRIAL LIMITED （合板製造業者の関連会社）
	2) ロシア連邦のラーチを心材とし、パプアニューギニア （ソロモン）の天然雑木を表裏板として中華人民共和 国で製造された合板
	【伐採業者】 不明
【単板製造業者】 不明	
【合板製造業者】 昌達木业有限公司	
【輸出事業者】 SUNCHANCE INTERNATIONAL INDUSTRIAL LIMITED （合板製造業者の関連会社）	

3. 査証者の情報

一般財団法人日本ガス機器検査協会 QA 事業部 環境検証室

査証者： 柳澤 衛

【初版】

4. 査証の目的

申請者は従来より中華人民共和国合板メーカーより合板を輸入し、国内で販売を行っているが、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下クリーンウッド法という）への適合および顧客からの要望に応えるためにメーカーへの聞き取りおよび訪問調査を少なくとも年に1度は行ってきた経緯がある。その結果毎年「中国合法材 監査・視察報告書」が担当者によって作られ、社内資料として報告がなされてきた。

今回の査証は申請者が作成した「中国合法材 監査・視察報告書」が、クリーンウッド法への適合を確認するために必要不可欠な情報をすべて収集しているかを検証することを主目的としている。また、査証の位置づけは「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月 林野庁）で紹介されている、「個別企業等の独自の取組による証明方法」での監査の一部をなすものである。

5. 査証における重点項目

5-1 供給連鎖について

中華人民共和国の国産ユーカリを心材とする合板に関しては、心材は伐採地から合板メーカーまでのトレーサビリティがあり、中華人民共和国森林法 第32条に基づく記録類の確認が可能である。こうした記録類に関しては複写したハードコピーを合板メーカーより仕入れ確認を行っている。

ユーカリ合板の表裏材であるソロモン材は中華人民共和国の単板メーカーが原木で仕入れるため、中華人民共和国へ輸入された丸太からのトレーサビリティになる。

ロシア連邦のラーチに関しては森林認証（PEFC および FSC）を取得しており、また、単板に加工された状態で中華人民共和国に輸出されるため、ロシア連邦でのトレーサビリティは取れない。申請者は、中華人民共和国内の合板メーカーの単板仕入れ状況の確認を行っている。ロシア連邦のラーチ合板も表裏材はユーカリ合板同様、ソロモン材が使用されるため、供給連鎖は不明である。

5-2 クリーンウッド法適合の根拠

中華人民共和国で伐採された木材については中華人民共和国森林法 第32条に基づく運用の記録類の確認を現地合板メーカーにて行っている。運用によって、伐採者は伐採に先立って木材伐採許可証を行政機関より発行してもらう。各伐採許可証には伐採申請ごとに決められた番号が付与されており、申請者は、この伐採許可番号を伐採事業者から単板製造業者、単板製造業者から合板製造業者の流過程が共通に使用するよう依頼し、各記録類を確認することでトレースが可能となっている。これら記録類はクリーンウッドナビでも紹介されており、記録が供給連鎖を通じて確認できることでクリーンウッド法への適合を担保している。

ソロモン材については日本木材輸入協会（2012年9月21日更新）「木材・木材製品の合法性等証明のためのガイドライン・補足」を拠り所にして原産地証明を入手して合法的な伐採を担保している。同ガイドラインのヘイン補足には、ソロモン諸島から伐採された丸太は、輸出の際にシッパーが船積毎に伐採林区、数量などを記載して森林局に申請することとなり、森林局が各地方支部森林官に調査指示し、伐採林区・数量など現場確認し、森林局本部に結果を報告することが記されている。また、現地ではこの報告を受けて森林局長が署名し、森林局が原産地証明書を発行するため、原産地証明をもって合法的伐採がなされたものと解釈できる。

ロシア連邦で伐採され中華人民共和国へ輸出されているラーチは、PEFC や FSC の認証材であり、クリーンウッド法でも広く合法性が担保された木材であると認識されているため、供給連鎖は不明確ではあるが、PEFC および FSC のクレームが入った納品書類を中国合板メーカーで確認することによりクリーンウッド法への適合性を担保している。

5-3 個別企業等の独自の取組による証明方法における監査

中華人民共和国のユーカリに関しては伐採から合板製造に至るまでの供給連鎖が特定できるため、申請者による独自の合法性の証明方法が適用できると判断する。また、第三者による監査が可能である。

ロシア連邦のラーチおよびソロモン材は供給連鎖が確定しないため、当該手法には合致しない。

6. 査証結果

6-1 クリーンウッド法への適合性確認について

中国合法材 監査・視察報告書（2019年11月18日）によると、申請者は委託先である中華人民共和国の合板メーカーである昌達木业有限公司、単板工場である惠东县梁鎮梓泰木業制品厂、さらにユーカリ植林地および表裏材の製造メーカーの鑫碩単板厂へ訪問し、中華人民共和国森林法第32条に記載されている各記録を確認している。

運用によって、伐採者は伐採に先立って木材伐採許可証を行政機関より発行してもらうこととなる。各伐採許可証には伐採申請ごとに決められた番号が付与されており、この伐採許可番号を伐採事業者から単板製造業者、単板製造業者から合板製造業者の流通過程が共通に使用することで、トレースが可能になっている。ユーカリの単板メーカーは他に隆宇木業制品厂があるが、今回の監査では現地訪問を行っていない。しかし、合板メーカーでの記録から隆宇木業制品厂からも法を順守した木材が流通していることを確認している。ソロモン材に関しては鑫碩単板厂が船積み単位で原木屋より入手していること、および文書管理、単板工場内の視察、乾燥場での管理状況を確認していることからクリーンウッド法で要求する適合水準を満たすものと判断している。

ロシア連邦のラーチに関しては、昌達木业有限公司にてロシア連邦のシッパーより原産地証明 No および森林認証のクレームが入ったインボイス等を確認し、クリーンウッド法への対応を図っていることを確認した。

関連記録類への確認および森林認証材であることの確認については適切であり、取引回数に応じて10%程度のサンプリングを実施し、関連記録類を確認したが疑義は生じていない。また訪問することによって、訪問先の工場の意識向上やコンプライアンスへのセンサティビティーを向上させることができるため、購買者である申請者の訪問は中国の供給者には有効な手段であると思料する。

申請者は、ユーカリ植林地の踏査も行っており、伐採に当たっては、伐採業者が伐採許可を得た場所をGPSで確認していることを承知しており、植林地においても確実な伐採がなされていることを検分している。

また、受身的情報ではあるが、合板製造メーカーである昌達木业有限公司に納品する供給者に合法的な供給材を納品することをコミットメントしてもらっており、コピーを保持していることを確認した。

【初版】

6-2 個別企業等の独自の取組による証明方法における監査について

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインの企業独自の取り組みによる合法伐採および流通の証明については供給連鎖が決定しているユーカリ合板の心材について適合する。関連する法律は人民共和国森林法 第32条と定め、適合性を評価している。評価できる必要十分な情報は上記6-1で記載された通りの記録であり、クリーンウッド法で求める法律の範囲は含まれていると判断する。企業独自の取り組みにおいては規範を求めているが、合法木材制度での規範を使用しており、適合していると判断できる。

以上の査証結果から、伊藤忠建材株式会社（東京都中央区日本橋2-7-1）が作成した中国合法材 監査・視察報告書には、ユーカリ合板およびラッチ合板に関するクリーンウッド法への適合性評価に資する必要十分な情報が含まれていると判断する。

また、グリーン購入法に基づいた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の企業独自の取り組みによる合法伐採および流通の証明についてもガイドラインの求めている水準にあることを確認した。

7 今後の監査および視察にて考慮すべき点

- 1) 計画的に訪問すべき工場を選択している。取引量や回数を考慮してサンプリングすることが望ましい。
- 2) 確認すべき法律の範囲について伐採、流通を含めている。今後は変化している状況を鑑み、SDGsや労働安全衛生などへのコンプライアンスも確認することをお勧めする。
- 3) 現場で確認すべき事項について、フォーマットを定めるか、手順化していることが望ましい。

報告日：2020年2月7日

一般財団法人日本ガス機器検査協会

